

原子炉設置許可無効確認訴訟の原告 適格——「もんじゅ」原発訴訟最高裁判決

最高裁平成四年九月二二日第三小法廷判決

(平成元年(行ツ)第一三〇号、同第一三一號原子炉設置許可処分無効確認等請求事件)

(民集四六巻六号五七一頁・一〇九〇頁、判例時報一四三七号二九頁、判例タイムズ八〇一号八三頁・九六頁)

〈事実の概要〉

動力炉・核燃料開発事業団(以下「動燃」と略す)は福井県敦賀市に高速増殖炉「もんじゅ」を建設、運転することを計画し、被告内閣総理大臣(Y)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という)二三条一項四号に基づく設置許可処分を受けた。これに対して、原告である周辺住民Xら四〇名は、行政訴訟として(出訴期間超過のため)Yを被告とする右許可処分の無効確認訴訟を、民事訴訟として、動燃を被告とする原子炉の建設・運転の差止訴訟を併合提起した。
第一審(福井地判昭和六二・一二・二五行裁判集三八巻一二号一八二九頁)は抗告訴

訴を分離した上で、民事訴訟の方がXらの権利救済にとりより有効かつ適切な手段であるという理由で、原告全員につき訴えを不適法とした。原審(名古屋高沢支判平成元・七・一九行裁判集四〇巻七号九三八頁)は、民事訴訟と抗告訴の關係につき、本件無効確認訴訟は補充性の要件を充足すると判示し、周辺住民が民事訴訟とは別に無効確認訴訟を提起したことを見めたものの、Xらのうち原子炉から半径二〇キロメートルの範囲内に住居を有する者に限つて原告適格を肯定した。

そこで原審の判断を不服とするXら(本件原子炉から半径二〇キロメートルの範囲外に居住する者)及びYの双方が上告したところ、最高裁は、X上告に係るものに

ついては原判決を破棄、第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻し、Y上告に係るものについてはその上告を棄却した(以下、兩者を一括して紹介・検討する)。

〈判旨〉

(一) 行訴法九条にいう「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的の公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別の利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に當たる。

(二) 当該行政法規が右趣旨を含むか否かの判断に際しては、「当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである」。

(三) 規制法は原子炉による災害を防止すること等を目的としており(一条)、原子炉設置許可基準である同法二四条一項三号(技術的能力に係る部分)は申請者の原子炉設置・運転の能力を、同四号

四右、三号、四号に関する審査に過誤があれば、重大な原子炉事故が起ることの可能性があり、特に、近くに居住する者は「生命、身体等に直接的かつ重大な被害」を受けると想定される。右各号は、このような原子炉事故がもたらす被害の性質を考慮した上で、安全性審査の基準を定めている。

(四) 規制法二四条一項「三号(技術的能力に係る部分に限る)及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的の公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨」である。

(五) 「原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである」。

(六) 「本件原子炉は研究開発段階にあら上告に係るものについてはその上告を棄却した(以下、兩者を一括して紹介・検討する)。

ジュリスト

の電気出力は二八万キロワットであつて、炉心の燃料としてはウランとプルトニウムの混合酸化物が用いられ、炉内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われる」という事実に照らすと、原子炉から約五八キロメートルに居住する上告人も、「本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起り得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者」に該当する。

(八) 無効確認訴訟は当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができるが、動然に対する民事差止訴訟は、右にいう当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えに該当することとはできず、また、本件無効確認訴訟と比較して、本件設置許可処分に起因する本件紛争を解決するための争訟形態としてより直截的で適切なものであるともいえない。

〈解説〉

一 本判決の意義

本判決は、原発訴訟に関する初めての最高裁判決であるばかりではなく、原告

適格の有無の判断についての定式、原発訴訟における原告適格の線引きの判断基準、行訴法三六条の無効確認訴訟の補充性の解釈に關して注目すべき判断を示した最高裁判決と位置付けることのできるものである。

二 原告適格一般論

(1) 行訴法三六条にいう処分の無効確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」は、同法九条の処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」と同趣旨であるといふのは、判例・学説の一一致して認めるところである。

(2) そこで、まず、右「法律上の利益を有する者」の意義が問題となる。この点については、理論上「法律上保護された利益説」と「保護に値する利益説」があり、学説上は後者の立場も有力であるが、判例・通説は前者の考え方对立して、議論の前提となる。判旨(一)がこのことを示す部分で、主婦連ジュース表示判決(最三小判昭和五三・三・一四民集三三卷二号二二一頁)、長沼ナイキ基地判決(最一小判昭和五七・九・九民集三六卷九号一六七九頁)及び新潟空港判決(最二小判平成元・二・一七民集四三卷二号五六頁)という本判決自身が引用する一連の判決において確立された最高裁の立場を確認している。

問題は、何が「個人の個別的利益」と評価できる利益であり、何が「公益に

吸収解消」されてしまうような国民一般として受ける利益(反射的利益)であるのか、その判断基準である。ここでは、「法律上保護された利益説」の判断枠組みの中で柔軟な解釈を行い、原告適格の拡大を計つたこと

が議論の出発点となる。すなわち、前記の判断は当該処分の根拠をなす行政実体法規に着目して行われるのであるが、処分の根拠条文のみを検討の対象とするという固い解釈手法が下級審の中に見受けられたのに対し、最高裁は新潟空港事件において、関連法規の関連規定をも考慮して形成される法体系・法的仕組みの中で当該根拠規定をみると柔軟な態度を示したのである(このような態度は既に伊達火力発電所事件(最三小判昭和六〇・一・一七判時二一七九号五六頁)において看取できる)。

(3) このような状況の中で、本判決は判旨(二)のような判断基準を示した。当該行政法規の趣旨・目的と右法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を併せ考慮して「公益に保護されない私益」の有無を判断するというものである(その具体的當て嵌めが判旨(三)、四、五である)。この基準についても、このことを裏付けるものともいえよう(岩瀬正紀・平成元最判解説民事三四頁)。その意味で、本判決は下級審判決の流れを確認したものであると同時に、最高裁のいう「法律上保護された利益説」の中身をより明らかにしたものと評価できる。

まず第一に、右基準は、従来と全く異なる新しい基準というよりも、新潟空港

事件判決の延長線上にあるものとして理解すべきものであろう。なぜなら、右判決は航空機騒音による「障害の性質等を踏まえて」法体系をみるという作業を行つてはいるが、そこでの判断の決め手は航空機騒音障害の性質であったと考えられるからである。

第二に、このように原告の被侵害利益の内容・性質を法文の解釈自体に反映させることの手法 자체は、裁判実務にとっては新しいものではないという事実である(高橋利文「本件解説」シリ一〇一六号九六頁)。すなわち裁判実務の傾向として、被侵害利益に着目し、「処分要件を定める規定についてそれを個人的利益の保護をも目的とするという法解釈上の論理操作を加えたうえで、これを法律上保護された利益と解している」(越山安久・昭和五三最判解説民事九〇頁)という見解がかねてより存したのである。原発訴訟に関する本判決までの下級審判決がすべて周辺住民の原告適格を肯定しているのも、このことを裏付けるものともいえよう(岩瀬正紀・平成元最判解説民事三四頁)。その意味で、本判決は下級審判決の流れを確認したものであると同時に、最高裁のいう「法律上保護された利益説」の中身をより明らかにしたものと評価できる。

(この点に関連して、高木光『事実行為と行政訴訟』三五九頁の、環境行政訴訟は、被侵害利益の程度と処分の根拠規定の解釈がリンク

される類型であるとの指摘が注目される。

第三に、右の点とも関連するが、本判決の基準は、既に述べたように、保護される利益の重要性についての価値判断が先行して、その後に処分の根拠法規の趣旨・目的が判断されるという手法を採るものである。したがって、「保護に値する利益説」との差異如何という問題が生じる（本件と同じ立場を採る本件控訴審判決について、原田尚彦・法教一〇号八七頁）。

本判決が、原告適格を肯定するために、当該処分の根拠規定等に手掛かりを求めることができなければならぬとい

う判断枠組みであることには変わりがない以上、これは「法律上保護された利益説」であるということになる（但し、判例の立場と学説上の両説の議論がかみ合つているかは別の問題として残る）。

第四に、本件の判断基準によるとして、これが環境行政訴訟特に原発訴訟や空港訴訟以外の領域に及ぼす影響は明らかではない。同様に訴訟の入口で徒に時を浪費しないような運用が望まれるところである。

三 原発訴訟における原告適格の線引き

(1) これまでの原発訴訟において原子炉周辺住民の原告適格はすべて肯定されていた（最も早いのは、福島第一原発訴訟（福島地判昭和五九・七・二三判時一二四号

四五号三三頁）の六〇数キロメートルである）。また、学説は、当初は原告全員に一括して原告適格を肯定することを当然視する傾向にあつたが、徐々に「線引き」を問題とし始めた（学説・実務については、阿部泰隆『国土開発と環境保全』二八七頁、高木光・ジュリ九四五号八四頁及びそこに掲記のものを参照）。そのような中で、本件控訴審判決は、時間的な避難可能性を理由として、原子炉から半径二〇キロメートル以遠の居住者に原告適格を認めず注目を集めたわけである。

(2) これに対して、最高裁は、判旨（四）で住民の保護されるべき利益を「生命・身体の安全等」として控訴審（生命・身体としていた）よりも広く捉え、判旨（六）のように原告適格を広く認めた。判旨（六）では、「原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域」という線引きがなされており、「直接的かつ重大な被害を受ける」か否かは結局「社会通念に照らし、合理的に判断すべきもの」とされる。控訴審判決のいう時間的な避難可能性というのは「社会通念に照らし、合理的的」とは言い難いというのが最高裁の判断となる（設置許可処分が有効であつても、許可後の運転の仕方により人格権侵害のおそれがある場合には民事の差止訴訟が成立つ）。したがって、本件民事差止訴訟は、处分の無効を前提とする訴訟ではないという

べきである。また、無効確認訴訟の場合には、許可の手続きや判断過程に違法がありそれが無効と評価されるか否かが問題であり、民事の差止理由の有無は問題とならない。しかも、無効確認訴訟の方が民事差止訴訟よりも事業の差止めという点で時期的に先行しうる可能性がある。このように、両者は機能・目的を異にした別個の訴訟と考えるべきものであり（原田・前掲八七頁）、後者が前者よりも本件紛争解決のための争訟形態としてより有効・適切な手段とはいえない。この程度考慮することと、訴訟の入口での消耗戦を避けるよう配慮することも、社会通念上許されないことはなかろう。

四 無効確認訴訟の必要性

(1) 民事の差止訴訟と無効確認訴訟の関係につき、控訴審は、行訴法三六条の解釈として無理があると学説（高木光・ジュリ九〇五号六二頁、阿部泰隆・判タ六六三号四三頁、金子正史・判評三六二号二二頁）を行つていていると評し得るものである。

(2) 本判決も、その引用する最一小判（最高裁（判旨八））もこれを支持している。昭和六二・四・一七民集四二卷三号二八六頁と同様、紛争の有効適切な解決という観点から無効確認訴訟の機能論的解釈（塩野宏『行政法』一七一頁、原田尚彦・昭和二年年度重判解三三頁）を行つていていると評し得るものである。

〈参考文献〉

本文で引用したものはいか

本件判決につき、大西有二・ジュリスト一〇一三号八一頁、高橋利文・ジュリスト一〇一六号一二〇一頁。控訴審判決につき、保木本一郎・平成元年度重判例解説四〇頁、首藤重幸・法律時報六一卷一二号四一頁、藤原淳一郎・法学セミナー一二二号一二〇頁。審判決につき、阿部泰隆・法学セミナー四三号一二三一頁。原告適格一般につき、塩野宏ほか・ジュリスト九二五号四頁。新潟空港判決につき、山本隆司・法学協会雑誌一〇七卷六号一六一頁及びその参考文献。無効確認訴訟につき、新山一雄・ジュリスト九二五号一二〇頁。

(3) 原発訴訟においてその民衆訴訟化を防ぐために何らかの線引きが必要であ